

## 議案第1号

### 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

斑鳩町における子育て支援のさらなる充実をはかるため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）等に基づき乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、本条例を制定するものであります。

#### 1. 主な制定内容

##### (1) 実施主体（第3条関係）

町は、法及び支援法等に基づき、事業を実施します。

##### (2) 実施施設（第4条関係）

事業は、以下の施設で実施します。

- ① 斑鳩町立保育所のうち、町長が指定する施設
- ② 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準  
その他関係法令に適合していると町長が認める施設

##### (3) 事業の内容（第5条関係）

乳児等の年齢・発達に応じた保育と集団生活の機会の提供、利用希望者との面談等の調整、保護者への相談・助言・情報提供等の子育て支援、その他必要な支援を実施します。

##### (4) 利用要件（第6条関係）

対象児は、次のいずれにも該当する乳児等とします。

- ① 町内に住所を有すること。
- ② 法及び支援法等に定める要件に該当し、町長が事業の対象として認めること。

##### (5) 支給認定等（第7条関係）

町長は、保護者の申請により、事業利用に関する認定を行います。また、町長は支援法等に基づき認定の変更・取消し等の必要な措置を行うことができます。

##### (6) 利用申込及び利用決定（第8条関係）

認定を受けた保護者は、規則に定める手続により実施施設へ利用申込を行い、当

該施設の利用決定を受けます。

(7) 利用時間等 (第9条関係)

乳児等1人あたりの利用時間の上限その他利用に必要な事項は、支援法等及び関係命令に従い規則で定めます。

(8) 利用者負担 (第10条関係)

利用者は次の利用料を納付します。

① 町立保育所：1時間300円

② その他の実施施設：1時間300円を上限として実施施設が定める額

(9) 利用料の減免 (第11条関係)

町長は特に必要と認めるとき、規則により利用料を減免できます。

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。